

## 第 1 号 定款変更

### 定款変更 第2章 目的及び事業

#### (目的) 第4条

| 番号 | 事業  | 旧番号            |
|----|---|----------------|
| 1  | 「知的財産」及び「知的財産権」の取得・維持・活用・管理・監督及び統括等   | 1.             |
| 2  | ロイヤルブルーティーの高度な製造技術を活かした農商工連携支援事業(6次産業事業支援)、高度な生産技術を要する茶農家発掘支援、及び、茶に関する商品開発支援等 | 2.3.4.         |
| 3  | 茶宴・愉茶等に関する事業  | 6.7.8.9.10.11. |
| 4  | 上記各号の支援活動に関わる研究開発及び基金・奨学金・奨励金等の事業   | 5.             |
| 5  | その他当法人の目的を達成するために必要な事業  | 12.            |

設立時の定款、第2章目的及び事業(目的)第4条の1～12 までの事業が重複するものが多く煩雑になる為、1～12 を上記表のとおり、1～5までにまとめ事業の目的をさらに達成させていくべき定款変更行う。